

筑西市小中一貫教育及び
学校の適正規模・適正配置の基本方針

平成 27 年 7 月 17 日

筑 西 市

目 次

はじめに

第1章 小中一貫教育について

- 1 定義
- 2 取組の成果と課題
- 3 国の動向
- 4 筑西市の現状
- 5 筑西市が目指す小中一貫教育
- 6 筑西市の小中一貫教育推進の基本方針

第2章 学校の適正規模・適正配置について

- 1 国及び茨城県における学校の規模及び適正配置への取組指針
 - (1) 国
 - ア 学校規模の定義
 - イ 学校の適正配置への取組指針
 - (2) 茨城県
 - ア 学校の適正規模の基準
 - イ 学校の適正配置への取組指針
- 2 学校規模によるメリット・デメリット
- 3 筑西市立小・中学校の現状等
 - (1) 児童生徒数と学校数の現状
 - (2) 児童生徒数と学校数の推移
 - (3) 児童生徒数の推計
- 4 筑西市の学校の適正規模・適正配置の基本方針
 - (1) 学校の適正規模
 - (2) 学校の適正配置

はじめに

現在、中学校が抱えている喫緊の課題として、学力・学習意欲の向上に加え、いじめ、不登校、暴力行為が中学校1年生になったときに大幅に増えるなど、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が挙げられている。

そこで、義務教育9年間を見通した教育の推進や、家庭・地域の理解と協力を得ながら、小学校と中学校が連携し、子供たちへの様々な働きかけを通して、子供たちの学びと育ちの連続性を重視した教育の実践が求められている。

具体的には、児童が、小学校から中学校への進学において、「中1ギャップ」などの問題に対応するために、小学校と中学校の連携、接続の在り方について改めて見直し、さらに子供たちのより良い学びを実現できるよう小中一貫教育に対する取組や研究がなされ、国会においても改正学校教育法が成立し、小中一貫教育を制度化した「義務教育学校」が創設された。

本市では、昭和50年度以降の児童生徒数は小学校では昭和57年度の11,999人、中学校では昭和62年度の6,183人をピークとして年々減少し、平成27年度はピーク時のほぼ半分の児童5,331人、生徒3,085人となっている。今後も児童生徒数の減少傾向は続くことが予想され、平成36年度では現在の約2割減の児童4,458人、生徒2,418人となることが予想されるため、多くの小・中学校の小規模化がさらに進むことが見込まれる。

児童生徒数の減少や学校の小規模化は、全国的な傾向であり、子供たちの教育環境に様々な影響を及ぼし、学校における教育活動や学校運営などの面にマイナスの影響を与えることが懸念されている。

児童生徒は集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられる。

このため、多くの自治体で、子供たちにとってより良い教育環境を整備しようと、学区の見直しや学校の統廃合を含めた様々な取り組みがなされている。

このようなことから、本市においても、学校の小規模化やいじめ・不登校等の教育課題に早急に対応し、子供たちのより良い教育環境や学習環境の整備、好ましい人間関係の構築を目指して平成27年7月17日の総合教育会議において、筑西市小中一貫教育及び学校の適正規模・適正配置の基本方針を策定したものである。

第1章 小中一貫教育について

1 定義

中央教育審議会は、小中一貫教育を次のように定義している。

小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育をいう。

※「中央教育審議会」…文部科学大臣の諮問機関で、文部科学省に置かれている。

※「小中連携教育」…小・中学校が情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育をいう。

2 取組の成果と課題

文部科学省は、平成26年9月19日に小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校を対象に取組の成果と課題についての実態調査の結果を公表した。

主な成果及び課題については、次のとおりである。

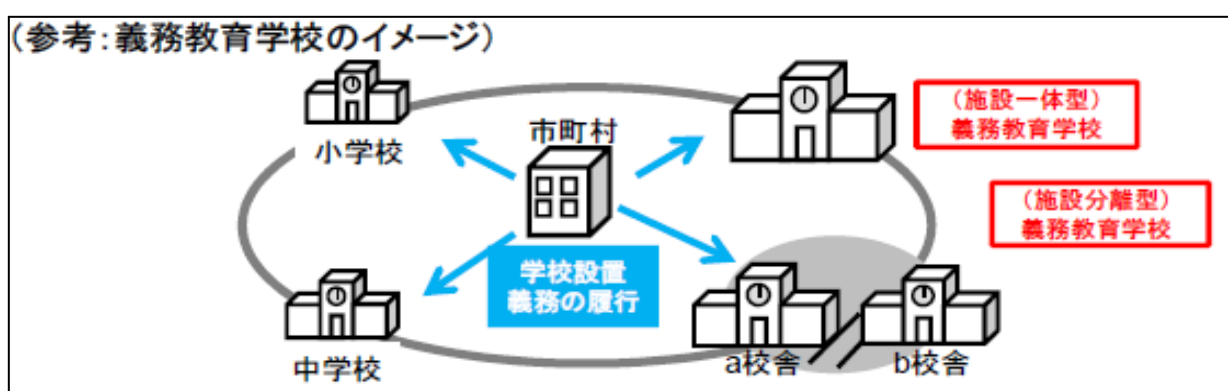
成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○各種学力調査結果の向上 ○学習意欲の向上、学習習慣の確立 ○授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少 ○勉強が好きと答える生徒数の増加 ○いわゆる「中1ギャップ」の緩和 ○生活規律の定着、生活リズムの改善、規範意識の向上 ○自己肯定感、思いやりや助け合う気持ちの高まり ○上級生が下級生の手本となろうとする気持ちや、下級生に上級生に対する憧れの気持ちの強まり ○指導方法の改善意欲や生徒指導力、教科指導力の向上 ○小学校教職員の間で基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり ○小・中学校の教職員間で互いのよさを取り入れる意識、協力して指導にあたる意識の高まり ○小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解の深まり ○特別な支援を要する児童生徒へのきめ細かな指導の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発 ○小中合同の行事等における発達段階に応じた内容設定 ○年間行事予定の調整・共有化、時間割や日課表の工夫 ○成果や課題分析・評価方法の確立 ○小・中学校の教職員間での打ち合わせの時間、研修の時間確保 ○児童生徒間や小・中学校の教職員間の移動手段・移動時間の確保 ○教職員間での負担の不均衡 ○小・中学校間のコーディネート機能の充実 ○転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応 ○児童生徒の人間関係が固定しないような配慮 ○小学校高学年のリーダー性・主体性の育成

3 国の動向

国は、学校教育法の一部を改正し、小中一貫教育を行う義務教育学校を創設した。

学校の種類	義務教育学校
目的	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと
修業年限	9年とし、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する
校長の数	1人
教職員関係	小学校と中学校の免許状の併有を原則とする (当分の間は例外あり)
施設形態	施設一体型又は施設分離型

(平成27年6月17日 学校教育法の一部を改正する法律が成立)



4 筑西市の現状

本市の教育的課題としては、学力向上、人間関係の希薄化によるいじめ・不登校問題、規範意識の低下による問題行動がある。そこで、課題解決を図るために、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成を目指し、平成19年度より各中学校区で、主に次のような小・中連携教育や小・小連携教育を実施している。

小・中連携教育	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生が小学校に出向いてのあいさつ運動の実施 ○中学生による小学生の夏休み補充学習の手伝いの実施 ○小・中学校の教職員の相互授業参観の実施 ○中学校教職員による小学校への出前授業の実施 ○望ましい生活習慣の確立を図るための指導に係る研修会の実施 ○系統的な学習指導に関する研修会の実施 ○小・中学校の教職員の生徒指導に関する研修会の実施
小・小連携教育	<ul style="list-style-type: none"> ○同中学校区内の小学校5年生による合同での共同宿泊学習の実施 ○教科や総合的な学習の時間等の指導に関する情報交換の実施 ○同学年教職員同士の研修会の実施

5 筑西市が目指す小中一貫教育

(1) 小中一貫教育のねらい

現在実施している小・中連携教育によって成果が見られてきているが、より課題解決を図るため小・中連携教育を拡充・拡大し、以下に示すねらいで小中一貫教育を行う。

郷土を拓き、未来に羽ばたく児童生徒を育む教育環境づくり
— 子供の育ちに寄り添った連続した一貫教育活動の充実 —

(2) 小中一貫教育により目指す児童生徒像

9年間の系統性・連続性のある小中一貫教育の取組によって、以下の児童生徒像を目指す。

- 確かな学力を身に付け、的確に判断できる児童生徒
- 自分に自信をもち、自他を愛せる児童生徒
- たくましく心身ともに健康である児童生徒

6 筑西市の小中一貫教育推進の基本方針

本市における小中一貫教育を推進するにあたり、次のとおり基本方針を定める。

- 小中一貫教育については、積極的に推進し、全ての中学校区で義務教育学校（施設一体型）の設置を目指すものとする。
- 当面の施設形態は、施設分離型とする。
- 当面の小中一貫教育については、現在実施している小・中連携教育等を拡充・拡大していくこととする。さらに、学習指導要領の範囲内で地域性や児童生徒の実態を踏まえ市独自の創意工夫を加えていくものとする。
- 小中一貫教育については、学校関係者、保護者や地域住民と調整・協議等を行いながら推進していくものとする。
- モデル校（地区）を選定し、小中一貫教育の成果や課題を検証するものとする。

第2章 学校の適正規模・適正配置について

1 国及び茨城県における学校の規模及び適正配置への取組指針

(1) 国

ア 学校規模の定義

規模	過小規模校	小規模校	適正規模校 (標準規模)	大規模校	過大規模校
小学校	5学級以下	6～11学級	12～18 学級	19～30 学級	31学級 以上
中学校	2学級以下	3～11学級			

(公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き)

イ 学校の適正配置への取組指針

文部科学省は、平成27年1月に公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関して、次のとおり手引きを示した。

学級数		統廃合の考え方
小学校	中学校	
1～5	1～2	○適否を速やかに検討する必要がある。 ○困難な場合は、小規模校のメリットを最大限に活かす方策等を積極的に検討・実施する必要がある。
6	3	○複式学級になる可能性があり、適否を速やかに検討する必要がある。 ○困難な場合は、小規模校のメリットを最大限に活かす方策等を積極的に検討し、実施する必要がある。
7～8	4～5	○適否も含め今後の在り方を検討することが必要である。 ○複式学級になる可能性が高ければ、速やかな検討が必要である。
9～11	6～8	○教育上の課題を整理し、児童生徒数を予測して今後の在り方を検討する必要がある。
—	9～11	○教育上の課題があるかを確認し、生徒数を予測して今後の在り方を検討する必要がある。
12～18 (標準学級数)		○今後10年以上の児童生徒数を踏まえ、時間的余裕を持って適否に係る検討を開始する。

(2) 茨城県

茨城県教育委員会は、平成20年4月に県内の公立小・中学校の適正規模及び適正配置を進めるにあたっての考え方について、次のとおり指針を示した。

ア 学校の適正規模の基準

<p>○小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。</p> <p>○中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)</p>

イ 学校の適正配置への取組指針

<p>○児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。</p> <p>○小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。</p> <p>○中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。</p>
--

2 学校規模によるメリット・デメリット

	小規模校		大規模校	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	○児童・生徒一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい。	○全教職員による各児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。

	<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒相互間の人間関係が深まりやすい。 ○異学年の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いやすい。 ○校務分掌を組織的に行きやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員相互の連絡調整が図りづらい。

その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	○PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。
-----	----------------------	----------------------------------	------------------------------------	-------------------------

※学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省が作成したもの。

3 筑西市立小・中学校の児童生徒数及び学校数

(1) 現況（平成27年5月1日）

○小学校（学級数は、通常学級のみ）

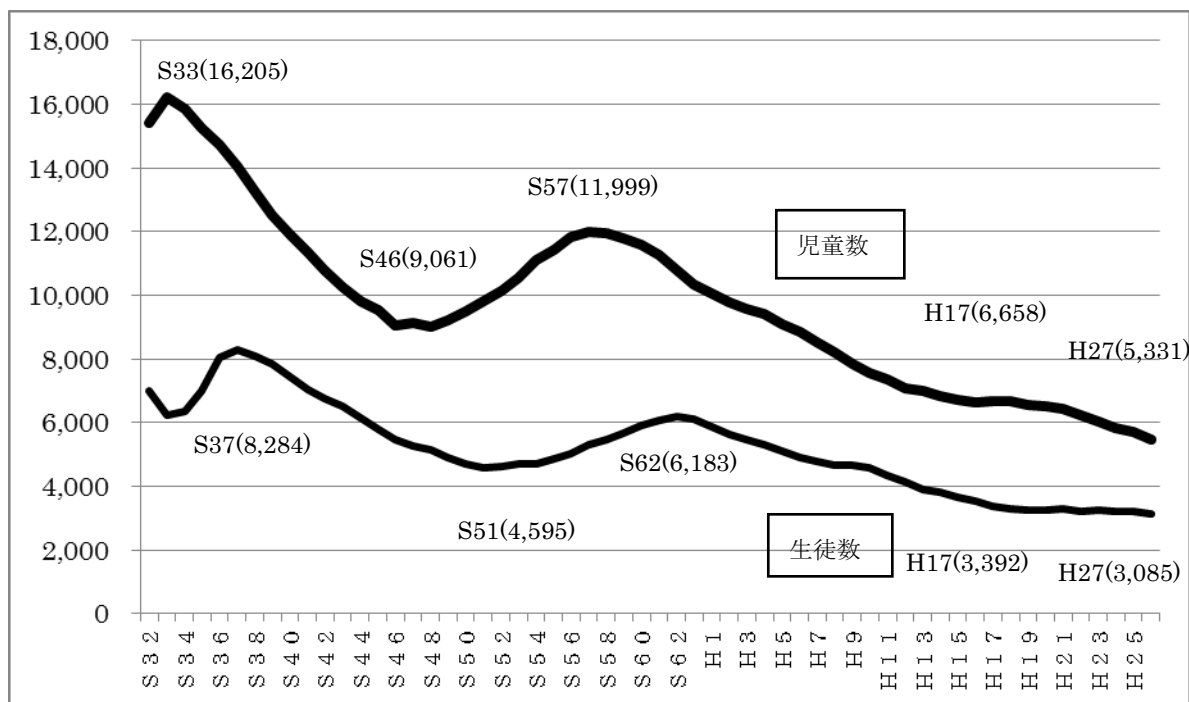
NO	学校名	児童数	学級数	NO	学校名	児童数	学級数
1	下館小	604	21	11	関城西小	329	11
2	伊讚小	173	6	12	関城東小	383	12
3	川島小	544	18	13	大村小	287	11
4	竹島小	224	8	14	村田小	164	6
5	養蚕小	343	12	15	鳥羽小	103	6
6	五所小	144	6	16	上野小	121	6
7	中 小	143	6	17	長讚小	105	6
8	河間小	122	6	18	古里小	147	6
9	大田小	681	22	19	新治小	470	14
10	嘉田生崎小	105	6	20	小栗小	139	6
					合 計	5,331	195

○中学校（学級数は、通常学級のみ）

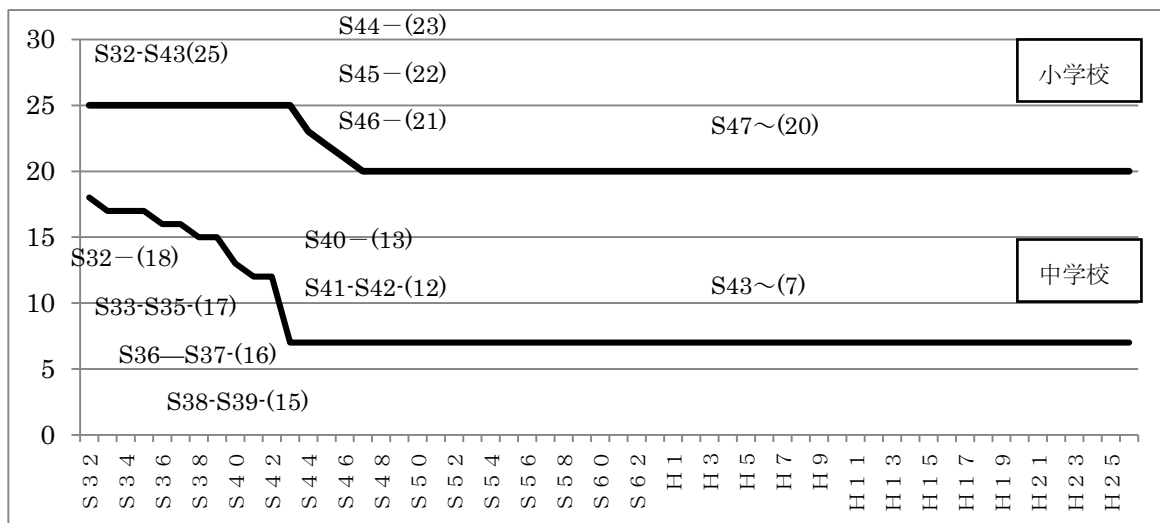
NO	学校名	生徒数	学級数	NO	学校名	生徒数	学級数
1	下館中	501	14	5	関城中	401	12
2	下館西中	423	12	6	明野中	482	14
3	下館南中	681	18	7	協和中	441	12
4	下館北中	156	6		合 計	3,085	88

(2) 児童生徒数と学校数の推移

○児童生徒数の推移



○学校数の推移



(3) 児童生徒数の推計

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
児童数	5,488	5,331	5,189	5,146	5,076	4,932	4,854	4,748	4,699	4,564	4,458
生徒数	3,135	3,085	2,989	2,847	2,735	2,712	2,643	2,599	2,455	2,461	2,418
合計	8,623	8,416	8,178	7,993	7,811	7,644	7,497	7,347	7,154	7,025	6,876

4 筑西市の学校の適正規模・適正配置の基本方針

(1) 学校の適正規模

本市の学校の適正規模は、次のとおり定める。

小学校	クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上
中学校	クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上

(2) 学校の適正配置

本市における学校の適正配置への取組みについては、国及び茨城県を取組指針等を踏まえ、次のとおり基本方針を定める。

- 学校の適正規模を下回る学校については、学区の見直しや学校の統廃合を検討し、全ての学校が適正規模となるよう適正配置を目指すものとする。
- 学校の適正配置については、学校施設の老朽化や小中一貫教育導入にあわせて検討していくものとする。
- 学校の適正配置については、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一に考え、学校関係者、保護者や地域住民と合意形成を図りながら推進していくものとする。
- 複式学級など、教育上著しく望ましくない環境となる場合には、早急に必要な対応を行うものとする。
- 学校の適正配置を進めるにあたっては、施設の跡地利用や通学方法等についても検討することとする。
- 学校の適正配置が困難な場合には、小規模校のメリットを最大限活かす方策や小規模校のデメリットの解消策や緩和策を検討し、実施していくものとする。

◇ 総合教育会議における付帯意見

- この基本方針に則り、今後具体的な計画内容、スケジュール等を示されたい。
- 各中学校区の特色を活かした教育環境の整備を進められたい。